

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
(仮称)地域振興施設整備事業環境影響評価中間報告書に対する知事意見

平成 29 年 6 月 19 日

1 全般事項

(1) 決定経緯の記載について

本中間報告書においては、補正後の評価書で示されている複数案等（最終処分場の埋立容量、ごみ処理施設の焼却方法や外壁色彩、蟹沢川付け替え河川の工法）についての決定経緯が明確に記載されていないため、決定に至った経緯をわかりやすく丁寧に記載した報告書を、別途、県に提出し、ホームページ等でも公表すること。

また、今後、実施する環境保全措置等についての決定経緯等についても、完了報告書にわかりやすく丁寧に記載すること。

(2) 著しい環境影響が生じた場合等への対応について

施設の稼働、または工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合、またはおそれがある場合は、関係機関に周知等するとともに、原因を十分把握した上で、追加の環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を実施すること。

(3) 事後調査結果等の積極的な公表について

引き続き、補正後の評価書に記載した事後調査を確実に実施するとともに、結果については、追加調査をした場合も含めて、地域住民及び関係市町村に対し積極的に情報提供すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音について

周辺地域の音環境については、良好な状況であることから、より一層、騒音や低周波音防止に努めること。

(2) ビオトープ設置について

ア ビオトープの設置にあたっては、事業によってどのような動植物がどの程度影響を受けたか検証し、対象とする動植物の種類、内容、目標等を計画段階で十分に検討すること。

イ ビオトープの計画・設計にあたっては、当地の水辺環境の特性を活かした、生物多様性が高い内容とすること。

ウ 施工にあたっては、生息している動植物や生息環境に配慮した工法とすること。

エ ビオトープの維持管理計画についても、早い段階で検討し、適正な維持管理ができる内容とすること。

オ 計画・設計・施工・維持管理計画の検討にあたっては、専門家の助言を受けること。

カ 完了報告書には、これらの検討経緯についてわかりやすく記載すること。

(3) マツバランの移植について

マツバランは地下の根茎で繁殖するため、地上茎が数年後に地上に出てくるケースもあり、移植後の活着の判断については、長期的な視点から総合的に判断すること。

また、マツバランが活着した後も、生育環境が保全されるよう、周辺環境の維持管理に努めること。

(4) タヌキマメの移植等について

タヌキマメの移植・播種については、元の生育地の状況（土壌環境、地下環境、日照状況、気象状況等）を十分検証する中で、適切な場所を決定し、生育の状況を継続して確認すること。

なお、タヌキマメ是一年草であることを鑑み、播種にあたっては、生育適地と考えられる複数の箇所に複数年行うこと。